

花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針案について寄せられた
御意見の概要及びそれに対する考え方について

関係部分	整理番号	御意見の概要	考え方
全体	1	国、地方公共団体及び研究開発事業者のみの基本方針であり、事業者（産地、生産者、小売業者、消費者等）との連携や役割についても記述すべき。	御指摘の点は重要と考えており、第1の4段落目において事業者との連携について明記しています。
	2	花き生産額は年々減少が続き、生産者の経営は厳しくなっている。花きの振興に関する法律の制定を期に、早期に花きの生産性及び品質の向上支援、流通の高度化、輸出の促進、研究開発の推進等が行われ、花き生産者の経営が安定することを期待する。	花きの振興に関する法律（平成26年法律第102号。以下「法」という。）の理念を具体化すべく、平成26年度から国産花きイノベーション推進事業を開始し、花きの生産、流通、販売、輸出等の振興に向けた支援を行っているところであります。
前文	3	前文の2段落目において、花きの例示として「植木」も記述すべき。	法第2条第1項において、「花き」とは、観賞の用に供される植物をいうこととされていることから、観賞の用に供される植木は「花き」に含まれます。一方、植木には、観賞用ではなく、荒廃地における緑化等のために植栽される環境緑化用樹木も含まれ、これは「花き」に該当しません。 以上のことに加え、基本方針の当該箇所が「花き」に含まれるものを網羅的に示すものではないことを踏まえ、複雑な記述を避ける趣旨から、植木については記述しないこととしています。
第1	4	第1の3段落目において、花きの国内生産が危機に瀕しており、また、花き生産の基盤強化や国内需要の拡大を行わなければ国際競争力の強化は難しいことから、「花き生産の基盤強化」や「国内需要の拡大」についても記述すべき。	当該箇所については、法第1条において「国際競争力の強化が緊要な課題となっている」こととされていることを受け、「国際競争力の強化」に焦点を当てて記述することとしています。 しかしながら、御指摘のように、「国際競争力の強化」のためには生産基盤の強化や国内需要の拡大が重要であり、これらについては、それぞれ基本方針の第3及び第5において項目を設けて記述しています。
	5	第1の4段落目において、産官学での連携に加え、「教育機関等との連携を行いながら花き文化の浸透を努める」旨を記述すべき。	当該箇所については、法第5条において「国、地方公共団体、事業者、大学等の研究機関等」の連携の強化が規定されていることを受けて記述しています。 御指摘の教育機関等との連携についても重要と考えており、第4において、学校等の公共施設における花きの活用等について記述しています。

関係部分	整理番号	御意見の概要	考え方
	6	第1の4段落目において、生産者、生産者組織等の生産側の主体性を出すため、「研究機関等」の後に「並びに生産者等」を加え、「花き生産者の経営の安定」を「花き生産並びに経営の安定」に修正すべき。	御指摘のように、花きの生産者の主体性は重要と考えています。当該箇所において、生産者等は「事業者」に含まれており、御指摘の趣旨に沿った表現となっていると考えています。
第2	7	第2の2については、国内の長期需要見通し（目標）を踏まえ、輸入量の見込みや輸出額の目標を設定し、それらを併せて考慮した上で、国内花きの生産量等の目標を設定すべき。	当該箇所については、「輸出額の目標及び輸入額の見込みに需要の長期見通しを併せて考慮」し、花きの生産量等の目標を設定しており、御指摘に沿っているものと考えています。
	8	国内消費者に安価で品質の高い切り花等を提供し、需要の拡大を図るとともに、グローバルな生産競争下で安定した経営を行うには、東南アジア諸国に海外農場を展開する必要があります。このため、第2の2に「国内花き生産者の海外生産目標」を追加すべき。	国内花き生産者による海外生産については、国内における農地や農業の担い手の確保の観点から、慎重に検討を進める必要があると考えており、基本方針においては、国内における生産量等の目標を設定しています。
第3	9	<p>法第2条第2項は「花き産業」を「花きの生産、流通、販売又は新品種の育成の事業をいう。」としている一方、基本方針案の第3には「販売」の項目がなく、妥当でない。</p> <p>販売者は消費者に直接接するため、販売者が消費者に対して行う花きの文化の振興及び花きの需要の喚起に対する取組は重要であることから、第3に「販売の促進」といった項目を設け、国及び地方公共団体は当該取組を支援するよう努めることとすべき。</p> <p>また、花きの販売において電子的な商取引を活用することで、販売経路の多様化により需要が増進し、生産者が直接全国の消費者に販売することも可能になる。</p> <p>したがって、前記の「販売の促進」の項目において、国及び地方公共団体は、インターネットを利用した電子的な方法による花きの販売を支援するよう努めることとすべき。</p>	<p>御指摘を踏まえ、需要の増進に関して記述している第5において、「消費者ニーズを踏まえた商品情報の提供、切り花の日持ちを保証する販売の実施」の記述を追加しました。</p> <p>また、インターネットの利用に関する御指摘については、今後の施策の実施に関する御意見として参考にさせていただきます。</p>

関係部分	整理番号	御意見の概要	考え方
	10	<p>国内花き産業が長期にわたる停滞を強いられたのは、時代の変化を先取り反映させる生産、流通、消費の改革意識が希薄であったことに起因する。このため、第3の1として「花き産業における革新（イノベーション）の推進」を項目として追加すべき。</p> <p>また、花き生産の振興のためには新品目、新栽培方式等による周年生産出荷専作経営の確立・拡大とともに、新たな革新者の開拓を図るべき。このため、第3の1の（1）として「地方、広域における革新（イノベーション）推進体制の構築と実践活動の助長・支援」を追加すべき。</p>	<p>法第1条において、法の目的が「花き産業の健全な発展」に寄与することとされていることを踏まえ、基本方針の第3において研究開発の推進を含め花き産業の振興について記述しているところであり、御指摘の趣旨に沿った内容となっていると考えています。</p>
	11	<p>第3の1の（1）において、最近の燃油高騰対策の切り札であるヒートポンプの導入を明示するため、「施設園芸におけるヒートポンプなど省エネ設備の導入」を追加すべき。</p> <p>第3の8において、「高温障害（略）遮光資材の導入」を「Co2排出削減や高温低温障害を回避・軽減するためのヒートポンプの導入や遮光資材の導入」に修正すべき。</p>	<p>御指摘を踏まえ、第3の1の（1）において、ヒートポンプの導入推進について明記しました。</p>
	12	<p>第3の1の（1）において、種苗供給体制の構築に関する記述を追加すべき。種苗供給体制の構築は、花きの生産振興を図る上で最も重要となるため、もっと具体的に記述すべき。また、第3の2では触れられているのに、第3の1では触れられていない点も不自然である。</p>	<p>御指摘のとおり種苗供給体制の構築は花きの生産振興を図る上で重要なものですが、直接的には「生産性及び品質の向上の促進」に資するものであることから、第3の2に記述しているものです。</p>
	13	<p>第3の1の（2）において、国外流出防止の対策は述べられているが、国内での保護についても記述すべき。</p>	<p>御指摘を踏まえ、当該箇所において、「DNA品種識別技術の開発等により、<u>国内外における知的財産権の侵害への対策を推進するよう努める。</u>」との記述に修正しました。</p>
	14	<p>「新品種の開発」と「新品種の育成」の表現が混在しているため、第3の1の（2）の「新品種の開発」を「新品種の育成」に修正すべき。</p>	<p>表現を統一するため、御指摘のとおり修正しました。</p>

関係部分	整理番号	御意見の概要	考え方
	15	第3の1の(2)において、花き振興法第13条の「種苗法の特例」に規定されている事項について記述すべき。	法第13条の種苗法の特例に関する事項については、第3の6において別に整理し、特例を受ける上で行う必要のある研究開発事業の実施に関する基本的な事項を示しています。
	16	第3の1の(3)において、表題の「合理的な補填」を「支援」に修正し、自然災害を受けた際に資本装備水準が高く再起に多額の復旧資金が必要であることから、本文に「復旧のための融資による支援」を追加すべき。	御指摘のとおり、自然災害を受けた際の融資による支援は重要なものですが、第3の1の(3)では、法第6条の「災害による損失、使用するエネルギーの価格の急激な高騰等が発生した場合における合理的な補填」という記述を踏まえ、園芸施設共済等の補填に関する施策について取りまとめ記述しているものです。
	17	第3の5及び第3の8に病害虫に関する記述があり、国外での検疫や、温暖化による生育環境の拡大に対する懸念は払拭できるが、国内に侵入する瀬戸際の対策の強化が必要である。 このため、第3の1の(3)において、国外でのウイルス等による病害等の発生消息や輸入時の検疫体制も含めた「国内への病害虫侵入対策や蔓延防止等の防疫措置」等の視点から記述を追加すべき。	第3の1の(3)については、法第6条を踏まえ、「災害による損失、使用するエネルギーの価格の急激な高騰等が発生した場合における合理的な補填」について記述しているものですが、御指摘の内容については、今後花きの生産性及び品質の向上に関する施策の企画・立案を行う上で、御意見として参考にさせていただきます。
	18	第3の2において、一般論を述べた後に将来に向けた方向性を記述した方がスマートであるため、そのように修正すべき。	記述内容をできるだけ短く端的に表現する観点から、具体例を列記した上で一般論で結ぶ形式で記述しています。
	19	生産現場では優良種苗の安定生産が最重要課題となっており、優良種苗の安定生産は生産性及び品質の向上促進につながることから、第3の2において、「育苗技術や種苗の安定生産と供給、研究開発と連携した付加価値の高い優良種苗の確保に向けた取組の支援」についても記述すべき。	御指摘のような内容についても、当該箇所における「育種・苗供給体制の強化」に含まれており、御指摘の趣旨に沿った内容となっていると考えております。
	20	第3の2において、「集出荷施設における(略)施設の整備」を「光の制御や冷暖房が可能な集出荷施設の整備を図り、鮮度の保持と同時にストック機能を有する施設の整備」に修正すべき。	鮮度の保持がなされれば、必然的にストック機能を有することになることから、御指摘のような施設についても、当該箇所における「鮮度の保持に資する施設」に含まれており、御指摘の趣旨に沿った内容となっていると考えております。

関係部分	整理番号	御意見の概要	考え方
	21	生産組織及び担い手育成に関する支援を行う旨の記述がないため、第3の2又はそれ以外の箇所に項目を追加すべき。	御指摘の内容については、第3の1の(1)中の「生産コストの低減に資する共同利用施設の導入」や「新規就農者の農業経営の開始に必要な農業用機械及び施設の導入」など、第3において記述されており、御指摘の趣旨に沿った内容となっていると考えております。
	22	花き業界では、現在、統一した標準的な商品コードが作成されておらず、商品取引情報の入力作業を各事業体ごとに行っており、流通コストの増加の要因となっている。 ついては、第3の3において、「花き商品のEDI（取引電子化）標準化システムの推進」を記述し、そのための国等の支援方策や導入目標年次等の具体的な方針を定めるべき。	御指摘の内容については、今後、花きの流通の高度化に関する施策の企画・立案を行う上で、御意見として参考にさせていただきます。
	23	第3の3の(2)において、「卸売市場における(略)低温庫の整備等」を「卸売市場における <u>冷暖房の温度制御が可能な卸売場及び貯蔵施設の整備等</u> 」に修正すべき。 また、「流通経路の合理化」の後に「集出荷拠点施設の整備」を追加し、「段ボール箱」の後に「及び流通容器」を追加すべき。	法第1条に記述のある「国際競争力の強化」を行い、輸入切り花から国産シェアを奪還するためには、コールドチェーンの整備が必要との観点から、特に低温卸売場及び低温庫の整備について記述しているものです。 集出荷拠点施設や流通容器に関する御指摘については、今後、花きの流通の高度化に関する施策の企画・立案を行う上で、御意見として参考にさせていただきます。
	24	「鮮度」はみずみずしさを表す表現であり、「日持ち」とは別物であるため、日持ちの良い花きへの消費者ニーズに対して鮮度保持に資する事項を掲げるのは整合性がとれない。 このことを踏まえ、第3の3の(2)及び同4において、「鮮度の保持」を「品質の保持」に修正すべき。	基本方針においては、法第9条に「鮮度の保持の重要性」について規定されていることを受けてこの表現を用いています。「鮮度」と「日持ち」の意味の違いについては、御指摘として参考とさせていただきます。
	25	第3の4において、普及啓発の対象となる「関係者」について、「花きの生産者をはじめ、花きの流通・販売に携わる者などの関係者、さらには消費者においても」といった表現を用いてより詳細に記述すべき。	当該箇所においては、鮮度保持のための取組について、「生産から流通・販売までのコールドチェーンの確立、各段階における鮮度保持剤の使用」と記述しており、「関係者」が生産・流通・販売の各段階に関係する者であることが示されていると考えています。

関係部分	整理番号	御意見の概要	考え方
	26	第3の6の(2)の[2]のAにおいて、近年の燃油高騰による冬場の栽培管理温度の低下傾向を踏まえ、「高温耐性」の後に「低温耐性」を追加すべき。	低温耐性については、当該箇所における「耐病性、高温耐性、日持ち性等」に含まれており、御指摘の趣旨に沿った内容となっていると考えています。
	27	国内花き生産者の海外生産を推進する場合、現地国関連大学との連携を強化、相互交流を図ることが双方の人材幾瀬や技術確立等相互恩恵を生む。このため、第3の6の(2)の[2]において、「農業系大学教育における東南アジアとの連携強化」を追加すべき。	国内花き生産者による海外生産については、国内における農地や農業の担い手の確保の観点から、慎重に検討を進める必要があると考えており、当該箇所においては、研究開発事業の内容として、育成すべき新品種及び高度化すべき増殖技術の内容について記述しています。
	28	第3の7において、「(4)花きの人々の心身の健康に対する効用」の項を追加し、この内容の研究を推進する旨を記述すべき。	御指摘の内容に関しては、第4の1において、「花きの人を癒やす効用に関する科学的データの蓄積」について記述しており、御指摘の趣旨に沿った内容となっていると考えています。
	29	研究部門の内容が育種に隔たり過ぎている。今後より求められる利用面の技術開発(緑化や園芸療法等)を推進する必要がある。地方公設試験研究機関でも、成果の先行きが不透明な育種の課題に取り組む難い機関が増えており、育種と並行して利用技術の開発に取り組むべき。このため、基本方針に研究部門の利用技術の開発を加えることで、各研究機関で利用技術開発の課題に取り組むべき。	御指摘の点については、第4の1において、花きの人を癒やす効用に関する科学的データの蓄積等を推進するよう努めることとしているなど、花きの活用に関する技術についても基本方針において記述しているところです。
	30	第3の7の(2)において、栽培期間の短縮のみが誇張されており、他の生産性の向上に関する研究が行われないとの誤解を招く。生産性等の向上は重要な課題であるため、「暖房コスト低減のための低コスト栽培技術の確立」、「秀品率向上のための高品質安定生産体制の確立」、「地球温暖化等の環境に対応した栽培技術の確立」といった内容で詳しく記述すべき。	当該箇所における「栽培期間の短縮」は、生産性の向上を行うための一つの方法として記述したものです。このほか、第3の1の(2)においては「花きの生産に関する新技術の開発及びこれらの普及実用化の取組」について、第3の8においても地球温暖化に対する適応策としての技術導入について記述しています。このように、基本方針全体としては、栽培期間の短縮に限らず生産性の向上に係る技術開発等について記述しています。

関係部分	整理番号	御意見の概要	考え方
	31	<p>第3の7の(2)以降において、研究成果の普及の項目がないため、(3)として研究成果の普及推進という項目を立てて記述を追加すべき。</p>	<p>御指摘の内容に関しては、第3の1の(2)において「花きの生産に関する新技術の開発及びこれらの普及実用化の取組」について、また、第4の1において「花きの人を癒やす効用に関する科学的データの蓄積及びそのデータから得られた知識の普及」について記述されており、御指摘の趣旨に沿った内容となっていると考えています。</p>
	32	<p>第3の8について、地球温暖化については、適応のみならず、進展させない考え方も必要である。例えば、他産業で得られた炭酸ガスを施設園芸での光合成促進に利用するために、輸送コスト等を低減するための取組に対する支援についても記述すべき。</p>	<p>御指摘の内容については、今後、地球温暖化に関する施策の企画・立案を行う上で、御意見として参考にさせていただきます。</p>
第4	33	<p>花きの需要拡大に当たっては、アンケートや市場調査のみならず、生理評価によるリラックス効果等の科学的データの蓄積が必須である。最近の世界の研究の流れとしては、「EBM(データに基づいた医学・研究)」の重要性が謳われている。</p> <p>第4の1の「花きの人を癒やす効用に関する科学的データの蓄積及びそのデータから得られた知識の普及を推進」の箇所は、この考え方を先取りしたもので、今後は、研究によるデータ蓄積と需要拡大が車の両輪として働くものと考えられる。</p> <p>花きの活用促進に関して、大衆の関心を惹く取組を行う必要があり、花きによる癒し効果は誰しも関心がある。</p> <p>花きの良さは、経験的には感じられているが、具体的な効果はよく分からない。需要拡大のためには、何となく良いという主観的なものでは説得力がない。花きが人の健康に与える影響が科学的に明らかにされれば、花きの利用が増える。</p> <p>したがって、花きの癒し効果に関する科学的データを蓄積し、世間に出していくことによる需要の拡大は重要である。</p>	<p>御指摘のように、花きの効用については、関心が高まっている一方で、これまで科学的なデータが十分ではなかったことから、花きが人間の心身に与える効用を検証し、消費者に知識を普及する事業の支援に取り組んでいるところです。</p>
	34	<p>第4において、教育機関での花きの位置付けに関する記述を追記すべき。</p>	<p>教育機関に関しては、花きの文化の振興を図る上で小学生等を対象にした「花育」が重要であるとの考えから、教育機関等における花育体験を推進しており、このことについて第4の2に記述しています。</p>

関係部分	整理番号	御意見の概要	考え方
	35	第4の3において、「花きの文化の振興」や「伝統の伝承」という観点から、江戸時代以前から各地で栽培され、楽しまれてきた古典園芸植物について取り上げるべき。古典園芸植物の商品化は、新たな花き需要に繋がるとともに、これらは日本の風土の中で長く栽培されてきたこともあり、遺伝資源としての有用性も期待できる。	御指摘の内容については、「花きに関する伝統の継承」という記載に含まれており、御指摘の趣旨に沿った内容となっていると考えています。
第5	36	第5において、花き振興法では品評会も明記されていることから、「品評会」を追記すべき。	御指摘を踏まえ、当該箇所において、法第17条に合わせて「花きの博覧会、展覧会、展示会、品評会」に修正しました。
	37	第3及び第5に関して、花きの需要が下降を続ける中、需要を大幅に増やすためには、花の不購買層に購買意欲を持たせることが必要である。そのためには、フラワースマイルフォトコンテストの開催や、継続的なテレビCMの放映が有効であり、スポンサーは農林水産省であるべきである。 第5において、「卸売市場の一般開放や市場祭りの開催」への支援を追加すべき。また、「テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等メディア業界」との連携の推進を追加すべき。	花きの需要の増進にあたり、マスメディアの活用には一定の効果があるものと考えられますが、これは一義的に民間の主体が行うべきものであり、国の支援策には馴染まないとの考えから、基本方針においては記述していません。 また、卸売市場での市場祭り等を通じて花きをPRすることは花きの需要増進のための取組の一つと考えていますが、市場祭り等については、花きだけでなく青果、水産物等他の市場取扱品目も対象に行われるものであることから、花きの基本方針での例示としては馴染まないと考え、記述していません。
	38	生産の面だけでなく、消費の面からのアプローチが必要である。具体的には、もっと花を買いやすい環境や、花を使いやすい環境作りが必要である。	消費に関しては、第4において、日常生活における花きの活用に関する環境整備等について、また、第5において、小売り段階における取組を含めた花きの需要の増進について記述しており、御指摘の趣旨に沿った内容となっていると考えています。